

上武大学紀要規程

平成24年7月20日
最新改正 平成26年4月1日

(編集及び発行)

- 第1条 上武大学(以下「本学」という。)は本学ビジネス情報学部及び看護学部(以下「各学部」という。)に所属する教員相互の、及び他の教育研究機関との学術研究の推進及び交流を図るため、各学部長を編集兼発行人として、各学部紀要(以下「紀要」という。)を編集し、発行する。
- 2 紀要の発行は、オンライン出版物(インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する出版物をいう。)によるものとし、群馬県地域共同リポジトリへの登録により公開するものとする。

(担当)

- 第2条 各学部の教学委員会は、紀要に関することを審議する。
- 2 各学部の教学委員は、紀要の編集業務を処理する。
- 3 各学部の教学委員長は、編集主査として、紀要の編集業務を管理する。

(査読)

- 第3条 紀要への投稿原稿(以下「原稿」という。)は、編集主査が委嘱した査読者によって審査される。
- 2 前項に規定する審査は、倫理的配慮に係る事項を含むものとする。
- 3 審査基準については別に定める。

(掲載の可否)

- 第4条 編集主査は、編集兼発行人の承認により、査読者による審査を経た原稿の掲載の可否を決定する。

(バックアップ等)

- 第5条 紀要は、そのデータを保全するために、また学術情報データベースへの登録等に必要の場合には当該機関へ送付するために、CD-ROM、DVD等の有形な媒体に情報を固定した複製物を作製するものとする。

(委嘱)

- 第6条 事業の円滑な遂行のため、編集発行業務の一部を上武大学伊勢崎キャンパス及び高崎キャンパス各事務室図書館司書課に委嘱する。

(雑則)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、紀要の編集及び発行に関して必要な事項は別に定める。

上武大学看護学部紀要投稿規程

(第9巻から適用)

1. 投稿者の資格

投稿者は、上武大学看護学部専任教員とする。ただし紀要編集委員会（教学委員会）が認めた原稿についてはこの限りではない。

2. 原稿の内容と種類

(1) 原稿の内容は、看護に関わるものとし、他の出版物にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。

(2) 原稿の種類は、論文、研究ノート、その他であり以下の内容を参考に判断し、著者は原稿にそのいずれかを明記しなければならない。

[論文] 看護学に関連した研究論文のうち、独創性が高く、新しい知見が論理的に示され、看護学研究として意義が明らかであるもの。

[研究ノート] 看護学に関連した研究論文のうち、内容・論文形式において原著論文におよばないが、看護学研究としての意義があり、発表の価値が認められるもの。看護学に関連する実践結果または症例の報告で、その手段あるいは得られた成果が大きな波及効果を期待できる実践報告・症例報告を含む。

[その他] 看護学に貢献する資料（調査資料、報告、翻訳、書評その他）等であり、紀要編集委員会が適当と認めたもの。

3. 倫理規範

(1) 原稿の内容は、原則として、上武大学看護学部紀要に掲載される前に他の出版物に発表されていないものに限る。

(2) 研究における倫理的配慮は、「ヘルシンキ宣言（世界医師会）」「疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」「看護研究のための倫理指針（日本看護協会）」「臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（厚生労働省）」等を遵守する。

(3) 研究・調査、業務上の成果等については、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為をしない、他者との利益の衝突や公共性に配慮するなど、「科学者の行動規範（日本学術会議）」等の主旨に沿ってなければならない。

4. 原稿執筆の要領

(1) 作成は原則としてワードプロセッサを用いる。

(2) 原稿はA4版横書きとし、文字の大きさは12ポイントとし、1枚に40字TM30行（1ページ1200字）として印字する。

(3) 投稿原稿の1編は本文、文献、図表を含めて下記の字数以内とする。これを超えるものについて

は受領しない。

[論文] 20,000 字以内 (総説含む)

[研究ノート] 16,000 字以内

[その他] 10,000 字以内

[英文原稿] 英文原稿の場合、1編は本文、文献、図表を含めて15ページ以内とし、提出にあたり、英語母国者による査読を済ませ提出すること。

- (4) 和文原稿は、ひらがな、常用漢字、現代かなづかいを用いる。
- (5) 度量衡は国際単位系 (SI 単位) を用いる。
- (6) 外国の人名、地名等は、原語あるいはカタカナとする。
- (7) 用語は医学用語辞典 (日本医学会医学用語委員会編)などを参考にし、外国語、科学物質名、細菌の属名などは原語 (タイプした欧文活字体) で、外来語、動植物名はカタカナで記載する。
- (8) 文中で多用する用語は初出の際は省略しないで、略語を括弧内に示すようにする。
- (9) 図、表、および写真は本文とは別に作成し、それぞれ図1、表1、写真1等通し番号を付記する。また本文中の右欄外に挿入希望箇所を記載する。
- (10) 図、表は、印刷可能な鮮明なものとし、縦 6cm^m 横 8cm に縮小印刷が可能なるものであること。また同サイズを 400 字印字用紙 1 枚とみなす。
- (11) 写真は、白黒、カラー問わないが明瞭なものに限る。
- (12) 文献の記載方法は下記に従う。

1) 本文中の文献の記載について

- ① 本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。例) これについては「」(高崎ら, 1992)といわれている。高崎ら (1992) によれば、「」(p.86-92) という。
- ② 同一著者に同一発行年次の文献が複数ある場合には、発行年次の後に小文字のアルファベット a, b, c を順に付して区別する。例) これについては「」(吉田, 1984a)といわれている。
- ③ 外国語文献の翻訳版を使用した場合には、オリジナル文献 (原書) の発行年次と翻訳版の発行年次を / で結んで記載する。例) (Collins, 1982/1992)

2) 文献リストの記載について

- ① 文末につける文献リストは筆頭者名のアルファベット順に列記する。
- ② 著者名は 3 名までは全員記載する。それ以上については後に他〇名 (欧文の場合は et al.) と略記する。
- ③ 外国人の場合はファミリーネームを先に記載し、あとにつけるファーストネームはイニシャルのみでよい。
- ④ 同一著者の文献が複数ある場合には、発行年次の早い順に並べる。
- ⑤ 同一著者による文献が同一年次に複数ある場合には、本文中の () 内に記載された発行年次に付した小文字のアルファベット順に並べる。
- ⑥ 文献の記載方法は、雑誌、単行本、翻訳書の種類によって異なる。

[雑誌の場合] 著者名 (発行年次) : 論文の表題, 掲載雑誌名, 号もしくは巻 (号), 最初のページ数-

最後のページ数.

例) 佐藤政枝, 川口孝泰 (2007): 人工股関節全置換術後患者の環境移行に関する研究—脱臼回避動作の特性, 日本看護科学会誌, 27(2), 3-14.

[単行本] 著者名 (発行年次): 書名 (版数), 出版社名, 発行地. 著者名 (発行年次): 論文の表題, 編者名, 掲載雑誌名, 書名 (版数), ページ数, 出版社名, 発行地.

例) 三浦文夫編著 (2004): 図説高齢者白書 2004 年度版, 141-143, 全国社会福祉協議会, 東京
[翻訳書] 原著者名 (原書の発行年次) / 訳者名(翻訳書の発行年次): 翻訳書の書名 (版数), 出版社名, 発行地.

例) Benner P. (1984): From Novice to Expert: Excellence and Power in Clinical Nursing Practice / 井部俊子, 井村真澄, 上泉和子訳 (1992): ベナー看護論—達人ナースの卓越性とパワー (第1版), 116-117, 医学書院, 東京.

(13) 原著、研究報告を希望する場合には、600字程度の和文抄録をつけ、さらに日本語および英語のキーワードを3~5語つける。原著には300語以内の英文抄録をつける。英文抄録は表題、著者名、所属、本文の順にダブルスペースで記載する。

(14) 本大学研究倫理委員会の審査を経ている場合は、その旨を本文中に明記する。研究倫理委員会の審査を受けていない場合は、本文中に具体的に行った倫理的配慮について明記する。

5. 著作物の電子化および著作物利用許諾

著作権者は、投稿原稿が電子化され、国立情報学研究所によって公開されることに、許諾するものとする。許諾については、本紀要編集委員会(教学委員会)作成の著作物利用許諾書を提出する。

6. 著作物の利用許諾

(1) 原稿の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利をいう。以下同じ。)は、著作者に帰属するものとする。

(2) 著作者は、上武大学に対して、原稿の著作権について国内外で無償で独占的に利用する権利(有償無償を問わず、上武大学がサブライセンスを行う権利を含む。)を許諾するものとする。

(3) 著作者は、上武大学及び上武大学が利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない(二次的著作物が作成された場合においても適用する。)ものとする。

(4) 著作者自身が原稿を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む。)には、上武大学の許諾を得ることを要しない。

(5) 何人も、原稿を複製及び頒布(営利を目的としないものに限る。)する場合には、上武大学の許諾を得ることなく原稿を利用できるものとする。

(6) 著作者は、上武大学の書面による事前の許諾なくして、原稿に係る一切の著作権の譲渡、移転、担保権の設定その他の処分を行ってはならないものとする。

(7) 原稿の利用の結果について、上武大学は一切その責任を負わない。

7. 投稿手続き

- (1) 投稿時には別添投稿原稿表紙に、希望する原稿の種類、表題、英文表題、著者名、英文著者名、所属名、キーワード、原稿枚数、連絡先、教学委員会への連絡事項などを記入し、原稿に添付する。
- (2) 原稿は以下の順序で整理し、各ページ下中央にページ数をつけて提出する。
 - 1) 要旨（和文約 600 字、英文 300 語以内）、キーワード
 - 2) 本文（緒言、方法、結果、考察）、謝辞、引用文献
 - 3) 英文の要旨およびキーワード（和文原著の場合のみ）
 - 4) 図表（題と説明文を含む）
- (3) 投稿原稿は、オリジナル原稿 1 部、著者名、所属名、謝辞を削除したコピーを 2 部、合計 3 部提出する。
- (4) 原稿は封筒の表に「上武大学看護学部紀要原稿在中」と朱書きし、教学委員長に提出する。郵送する場合は下記に書留郵送する。

〒370-1393 群馬県高崎市新町 270-1 上武大学看護学部教学委員長 宛
- (5) 最終原稿提出時には、CD-ROM 等の電子媒体に機種名とソフト名を記載し提出する。画像ファイルについては、拡張子が.jpg や.bmp で登録したものとする。

8. 原稿の受付および採否

- (1) 原稿の受付は随時行っている。
- (2) 原稿の受付日は、上記 7 の投稿手続きを経た原稿の到着日を受付日とする。
- (3) 原稿の採否および原稿の種類は査読を経て紀要編集委員会（教学委員会）が決定する。
- (4) 紀要編集委員会（教学委員会）の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- (5) 投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。

9. 著者校正

著者校正は、原則として初校のみとする。ただし、校正段階での原稿変更・加筆は原則として認めない。

附 則 この規程は、平成 19 年 7 月 3 日から施行する。

「上武大学看護学部紀要」投稿・執筆要綱は廃止する。

附 則 この規程の改正は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。